

学生面談シートを活用した学生面談に関する取扱い

平成28年10月17日
学生相談支援室決定

改正 令和4年8月1日

(趣旨)

第1 この取扱いは、鹿屋体育大学の学生が抱える多様な問題に適切に対応し、迅速な解決に向けて有効な学生相談体制を構築するため、学生面談その他必要な事項について定める。

(指導教員による面談)

第2 修学・学生生活指導教員(以下「指導教員」という。)は、学生相談支援室の依頼により、年1回以上、担当学生全員に学生面談シート(別記様式1)を提出させ、それに基づき学生面談(以下「面談」という。)を行う。

2 指導教員は、前項の面談結果に基づき、面談アセスメントシート(別記様式2)を作成する。

3 指導教員は、面談が終了した後に、学生面談シート及び面談アセスメントシート(以下「面談シート等」という。)をすみやかに学生相談支援室に提出する。その際、支援が必要と判断した学生について報告する。

(学生相談支援室による支援)

第3 学生相談支援室は、指導教員から学生への支援が必要との報告を受けたときは、必要な支援について検討し、実行する。

2 学生相談支援室は、学生の抱える問題に応じて、保健管理センター、障がい学生支援室、教務課又は学生課等と連携して学生の支援を行い、特に学生の心理的問題については、心理相談員及び心理カウンセラーとの連携を密にする。

(指導教員による支援)

第4 指導教員は、学生相談支援室と連携して学生への支援を行う。

2 指導教員は、特に学生の心理的問題については、保健管理センター、心理相談員及び心理カウンセラーとの情報共有を行い、かつ助言を得ながら、学生への支援を行う。

(面談シート等の取扱い)

第5 面談シート等の取扱いについて、次のとおり定める。

(1) 面談シート等の利用は、当該学生の支援に関して必要な範囲に限る。

(2) 開示された面談シート等の内容について、教職員、心理カウンセラー及び次年度以降の指導教員は、取扱いについて充分注意する。

(3) 指導教員から提出された面談シート等は、国立大学法人鹿屋体育大学個人情報保護規則(令和4年規則第40号)に定めるところにより、適切に保管する。

(情報の保持)

第6 この取扱いに定める面談に関わる者は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(事務)

第7 この取扱いに定める面談に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8 この取扱いに定めるもののほか、面談に関し必要な事項は、学生相談支援室が別に定める。

附 則

この取扱いは、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令4. 8. 1）

この取扱いは、令和4年8月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別記様式1

学生面談シート

面接日

令和 年 月 日

面接者

学籍番号

氏名

AO ・ 推薦 ・ 一般 ・ 編入

課外活動

出身地

学生宿舎 ・ 一人暮らし ・ その他

- ・ 下の質問項目について1～5のレベルのうち、あてはまるレベルに丸を付けてください。
- ・ 「具体的内容など」の欄には、質問項目について思いつくことや補足説明などを記入してください。

	そうでない←→ そうだ	具体的内容など
食事は取れているか	1 2 3 4 5	
睡眠は十分か	1 2 3 4 5	
友人との関わりは良好か	1 2 3 4 5	
現在交流することが多い友人は？ (当てはまるものに丸を付ける)		小クラスやゼミ ・ 課外活動関係 ・ アルバイト関係 地元 ・ その他 ()
授業に興味を持てるか	1 2 3 4 5	
部活への意欲があるか	1 2 3 4 5	
ストレスを感じるか	1 2 3 4 5	
ストレスを感じるのはどんなときか？		
ストレスを感じたときの対処方があるか？ あるなら、それはどんな方法か？		
【1年次向け質問】どんな大学生生活にしたいか？ 【2年次以上向け質問】入学時に考えていた大学生生活と今の現状を比べてどうか？ (授業、課外活動、友達、就職、卒論など)		
その他 気になっていることなど		

※ 学生面談シートは、学生の皆さんへの支援が必要な場合に関係部署（保健管理センター、心理カウンセラー、教務課、学生課、障がい学生支援室等）に開示する他、次年度以降の指導教員へ開示することがありますので、予めご了承ください。

面談アセスメントシート

教員名 () 学生名 ()

- ・下の質問項目について1～5のレベルのうち、あてはまるレベルに丸を付けてください。
- ・「気づかれた点など」の欄には、質問項目について思いつくことや補足説明などを記入してください。

	そうでない ← → そうだ					気づかれた点など
自分の考えを話せているか	1	2	3	4	5	
緊張しすぎているか	1	2	3	4	5	
視線や振る舞いなどに違和感はないか	1	2	3	4	5	
コミュニケーションがとれているか	1	2	3	4	5	
総合評価 (A～Cの中から選択)	A	目立った困り感が見られない 継続して見守りを行う				【 必要の種類 】 修学面・友人関係・メンタル面 日常生活・課外活動・経済面 その他 () ※ 当てはまるものに○ 複数選択可
	B	本人に困り感がみられる 専門的支援へ繋ぎが必要				
	C	目立った心身の不調あり 早急に専門的支援が必要				
その他 気になったことなど						

面談実施後の対応記録

対応部署	(担当)	対応日